

令和5年第5回若狭町議会定例会会議録（第1号）

令和5年8月29日若狭町議会第5回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（13名）

1番	谷川暢一君	2番	川島富士夫君
3番	西村毅君	4番	倉谷明君
5番	増井文雄君	6番	藤田正美君
8番	熊谷勘信君	9番	島津秀樹君
10番	辻岡正和君	11番	坂本豊君
12番	今井富雄君	13番	北原武道君
14番	松本孝雄君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 松宮登志次 書記 堀田美名子

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡辺英朗	副町長	二本松正広
教育長	松宮毅	会計管理者	三宅宗左
総務課長	岡本隆司	総合政策課長	岸本晃浩
観光商工課長	佐野明子	税務住民課長	中西みや子
環境安全課長	中村辰也	福祉課長	山口勉
子育て支援課長	旭明男	健康医療課長	池田和哉
建設課長	竹内正	上下水道課長	飛永浩志
産業振興課長	中村和幸	パレオ文化課長	山本裕之
歴史文化課長	木下忠幸	教育委員会事務局長	宮田雅秋
監査委員	河原武教		

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第5号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

日程第4 報告第6号 令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告について

- 日程第 5 認定第 1 号 令和 4 年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 2 号 令和 4 年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 5 0 号 若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 5 1 号 令和 5 年度若狭町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 議案第 5 2 号 令和 5 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 0 議案第 5 3 号 令和 5 年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 1 議案第 5 4 号 令和 5 年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 2 議案第 5 5 号 令和 5 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 3 議案第 5 6 号 令和 5 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 4 議案第 5 7 号 令和 5 年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 議案第 5 8 号 令和 5 年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 議案第 5 9 号 令和 5 年度若狭町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 7 議案第 6 0 号 令和 5 年度若狭町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 8 議案第 6 1 号 町道路線の変更について
- 日程第 1 9 請願第 2 号 「健康保険証を持ってない人」をつくり出す健康保険証廃止の中止を求める請願

(午前 9時30分 開会)

○議長（辻岡正和君）

皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まだまだ残暑厳しい中、そしてまた、新型コロナウイルス感染症も続く中、議員各位並びに理事者の皆様には、体には十分注意されまして、公務に御活躍をいただきたいと思っております。

そして、本日、招集されました、令和5年第5回若狭町議会定例会の開会に当たり、議員各位には、万障繰り合わせの上、御出席をいただきましたことを心よりお礼を申し上げます。

本定例会に提出されます議案につきましては、令和4年度一般会計、特別会計及び企業会計の決算認定のほか、条例の改正及び令和5年度各会計の補正予算が主なものであります。

慎重な御審議と円滑な議事運営に御協力賜りますことをお願いいたします。

議員、理事者各位におかれましては、本定例会の円滑な運営に御協力を賜りますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、令和5年第5回若狭町議会定例会を開会します。

町長より発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

本日、令和5年第5回若狭町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員全員の御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年の夏は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されて最初の夏となり、町内各集落では、お盆の行事や夏の納涼祭などのイベントも実施され、コロナ禍前の賑わいを見せていたのではないかと感じております。

また、今年の夏は異常と言われるほど、連日、猛暑日が続き、今後も暑い日が続くと予報されており、熱中症への備えを啓発してまいります。

いまだコロナ感染者の増加、物価高や燃料高の不安など社会情勢が続いておりますので、引き続き町民の皆様のご健康や生活を守るよう万全を期してまいります。

そのような中、町内各地では稲刈りが始まるなど秋の気配を感じる季節となりました。

今年度は、若狭町出身の学生を対象に若狭町産の新米10キロなどの支援品を発送させていただき、「若狭町学生支援品発送」の準備を進めさせていただいており、町の公式LINEアカウントで受付を開始しているところでございます。

秋の訪れとともに台風が発生も頻繁になっております。8月15日には台風7号が和歌山県に上陸し、近畿、中国地方を縦断しました。各地で大きな被害が報告されており、被害に遭われた皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。

若狭町では、収穫前の特産の岩屋なしが強風の影響により、一部落下した被害が報告されておりますが、人命に関わるような大きな被害報告はなく、安堵しているところでございます。

当町におきましても、9月1日の「防災の日」を前に、8月27日に大規模地震を想定した若狭町防災訓練を実施させていただき、その中で、各集落における自主避難訓練、災害対策本部の設置訓練、指定避難所の開設訓練を行わせていただきました。暑い中、御参加、御協力をいただきました皆様方に、この場をお借りして感謝を申し上げます。

今回の防災訓練に合わせて、地域づくり協議会等におきましても、三十三地区では子どもたちも参加した起震車体験、西浦地区では原子力防災講座、瓜生地区では避難所運営のシミュレーションを実施していただいております。

防災訓練を通して防災意識を高めるとともに、災害発生時には官民や地域連携しながら、迅速に対応をし、住民の皆様の生命と財産を守り、安心・安全のまちづくりに努めてまいります。

さて、本定例会におきましては、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告をはじめ、令和4年度一般会計及び各特別会計、また各企業会計歳入歳出決算の認定のほか、条例の一部改正や令和5年度一般会計、特別会計、企業会計の補正予算などの案件を御提案させていただいております。

議員各位におかれましては、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

これより、本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（辻岡正和君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、13番、北原武道君、14番、

松本孝雄君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（辻岡正和君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの23日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月20日までの23日間に決定しました。

次に、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査、令和5年度6月分の結果報告がお手元に配付のとおり報告されております。

次に、地方自治法第121条の規定により、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、岡本総務課長ほか各担当課長の出席を求めています。

また、令和4年度各会計の決算審査意見に関する報告を求めるため、河原監査委員の出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

～日程第3 報告第5号・日程第4 報告第6号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第3、報告第5号「令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」及び日程第4、報告第6号「令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告について」の2件を一括して報告願います。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、報告第5号及び報告第6号につきまして御説明を申し上げます。

まず、報告第5号「令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、また、報告第6号「令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告について」は、同法第22条第1項の規定により、それぞれ御報告申し上げるものであります。

いずれも基準を下回っていることを御報告申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

ただいまの報告について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、報告を終わります。

～日程第5 認定第1号・日程第6 認定第2号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第5、認定第1号「令和4年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第6、認定第2号「令和4年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、認定第1号及び認定第2号につきまして御説明を申し上げます。

認定第1号及び認定第2号は、いずれも令和4年度一般会計をはじめとする各特別会計及び公営企業会計の決算認定を求めるものでございます。

これらの内容につきましては、監査委員から決算審査意見書により御報告をいただきますので、詳細につきましては省略をさせていただき、私からは決算の概要につきまして御説明を申し上げます。

まず、認定第1号「令和4年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、御説明申し上げます。

令和4年度若狭町一般会計歳入歳出決算でございますが、詳しい決算額及び執行状況につきましては、お配りいたしました決算書を御覧いただきたいと思います。

一般会計における歳入決算総額は124億7,480万1,000円となりました。

歳出決算総額は114億5,867万円となり、歳入歳出の差し引きは10億1,613万1,000円となりました。

次に、10会計ある特別会計の決算につきまして申し上げます。

まず、「若狭町国民健康保険特別会計」、「若狭町後期高齢者医療特別会計」、「若狭町直営診療所特別会計」、「若狭町介護保険特別会計」といった町民の皆様の健康に関わる4つの特別会計につきましては、いずれの会計も、保険料、国庫補助金、県補助金等、法律等で定められた財源をもって事業を推進させていただきました。

次に、「若狭町農業者労働災害共済事業特別会計」では、令和4年度における農作業中の事故10件に対しまして医療共済金をお支払いいたしました。

次に、「若狭町農業集落排水処理事業特別会計」、「若狭町漁業集落排水処理事業特別会計」、「若狭町公共下水道事業特別会計」の下水道関係の3つの特別会計につきましては、適切な維持管理に努め、運営を図ることができました。

次に、「若狭町営住宅等特別会計」では、町営住宅63戸、公営住宅16戸の管理運営を実施し、住宅困窮者やU・Iターン者などへの居住場所の提供を行いました。

最後に、「若狭町土地開発事業特別会計」につきましては、上瀬の住宅団地を中心に分譲をさせていただいております。

続きまして、認定第2号「令和4年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」、御説明を申し上げます。

まず、「令和4年度若狭町水道事業会計決算」につきましては、収益的収入が3億8,908万3,000円、収益的支出が3億4,787万3,000円となり、純利益は4,121万円となりました。

資本的収支では、2億2,220万1,000円の資金不足が生じ、その不足額につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填をしております。

次に、「令和4年度若狭町工業用水道事業会計決算」であります。収益的収入が2,602万4,000円、収益的支出が3,266万1,000円となり、663万7,000円の損失となりました。

資本的収支では、90万2,000円の資金不足が生じ、その不足額につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填をしております。

最後に、「令和4年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算」であります。収益的収支の状況は、総収益4億6,609万円、総費用4億6,699万1,000円で90万1,000円の損失となっております。

資本的収支では、3,111万6,000円の資金不足が生じ、その不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補填をしております。

以上、認定第1号及び認定第2号につきましての御説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、上程中の2議案について、監査委員の意見を求めます。

若狭町監査委員、河原武教君。

○監査委員（河原武教君）

議長のお許しをいただきましたので、令和4年度会計決算審査における私の意見を申し上げます。

ただいま上程されました、認定第1号及び認定第2号の令和4年度若狭町一般会計及び国民健康保険特別会計など10の特別会計、並びに水道事業会計など3つの企業会計の決算につきまして、議会選出の今井監査委員と6月から7月にかけて慎重に審査をさせていただき、お手元に配布のとおり、意見書を町長に提出いたしました。

なお、財政の健全化判断比率の意見につきましては、既に報告されておりますので、省略をさせていただきます。

決算審査に当たりましては、次の事項に主眼を置いて審査を行いました。

一つ目に、予算が適正に執行され、効率的な財政運営が行われているか、二つ目に、財務に関する事務が適正に処理され、財産は適切に維持管理されているか、三つ目に、これらが町民の福祉の向上に寄与しているかという点であります。

この点を確認するため、決算関係諸帳簿、その他必要資料の提出を求め、関係者の説明を聴取して、慎重に審査を行った次第であります。

ここで、審査概要の一端を申し上げます。

まず、一般会計であります。歳入総額は124億7,480万1,000円、歳出総額は114億5,867万円となっており、前年度と比べますと、歳入では9億9,862万6,000円、7.4%の減少、歳出では10億3,550万9,000円、8.3%の減少となっております。

これは、令和3年度に実施された新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国の臨時的な支援策である「子育て世帯への臨時特別給付金事業」や三方地域の「ケーブルテレビ施設の光ファイバー化事業の完了」に伴い、その財源である国庫支出金の減額に加え、嶺南鉄道整備促進基金の原資である嶺南快速鉄道基金の返還金もあり、令和4年度は歳入歳出ともに大幅な減少になった要因と考えられます。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は10億1,613万1,000円となっております。このうち翌年度へ繰り越すべき財源5,763万9,000円を除いた実質収支は9億5,849万2,000円の黒字、また実質単年度収支においても4億9,233万円の黒字であります。

次に、財政運営の状況であります。財政力指数は0.326であり、収入財源の6

6. 7%が地方交付税や国や県の支出金、町債などに依存した内容となっております。

また、令和4年度の実質公債費比率は14.2%で、前年度と比較すると0.6ポイント低くなっており、地方債許可団体に移行する目安とされる基準値18%以内となっております。

次に、財政の弾力性を示す総合的な指標であります経常収支比率は88.8%と、前年度と比較すると5.3ポイント高くなっており、依然として財政の硬直化の傾向がうかがえます。

地方交付税等の依存財源を主とする財政構造であるため、今後においても各指数の変動を念頭に置き、将来の財政を見据え、歳出抑制の強化を図るとともに、歳入の確保に最大限の努力をされることを強く要望するものであります。

それでは、歳入と歳出の状況について御報告させていただきますが、以下については、金額を万円単位で述べさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

まず、歳入の状況であります。収入済額が124億7,480万円であり、調定額に対する収納率は99.80%であります。

収入未済額は2,486万円であり、26万円の不納欠損処理を行っております。

歳入については、厳しい財政状況の中において、自主財源の確保を図るとともに、税の公平負担の観点において、滞納実態に応じて納付相談や分納など債務者個々の状況に応じたきめ細かな対応を粘り強く行っていただくとともに、新たな滞納の未然防止に努められるよう最善の努力をされることを望むものであります。

特に町税においては、決算額の収入未済額のうち、新年度早々に納税されている事案も見受けられますので、なお一層の滞納実態の把握と個々の状況に合わせた徴収に努力いただきたいと思っております。

特に長期化した滞納繰越分の徴収は、年月が経つほど困難となることを考慮し、徴収率向上のための効果的な対策について、収納担当部署が関係課との連携を強化するなどして徴収に当たっていただきたいと思っております。

また、不納欠損についても、その処理までに債務者の生活状況や資産状況等を的確に把握し、その状況に応じた適切な対応をしっかりと取った上で処理を進めていただきたいと思っております。

次に、歳出の状況であります。歳出総額は114億5,867万円であり、性質別による決算額では、人件費や物件費、扶助費、補助費等をはじめとする消費的経費は67億6,555万円で、歳出額全体の59.0%を占めておりますが、前年度決算額と比較し、2.7%の減少となっております。

この主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時特別交付金などによる扶助費が前年度と比較し、2億3,132万円、18.8%減少したことなどでありませ

す。
また、投資的経費は12億8,220万円で、歳出額全体の11.2%を占め、決算額は前年度と比較し、5億3,944万円、29.6%の大幅な減少となっております。

この主な要因は、令和3年度に実施された三方地域のケーブルテレビ施設の光ファイバー化事業やレインボーライン山頂・山麓公園整備事業、若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業等の事業費が減少したことなどでありませ

す。
公債費その他は34億1,092万円で、歳出額全体の29.8%を占め、決算額は前年度と比較し8.3%の減少となっております。

この主な要因は、基金への積立額の減少等によるものでありませ

す。
以上、全般では歳入、歳出のバランスが取れ、実質公債費比率や経常収支比率は前年度と比較し減少しており、その経営努力が見えるものの、今後も地方交付税など依存財源に頼る財政運営を余儀なくされることから、自主財源の確保に努めつつ、急激な物価高騰や頻発する異常気象等による自然災害、新型コロナウイルス感染症拡大のような突発的かつ長期にわたる事態が発生することも考慮し、慎重に将来を見据えた財政計画を立て、引き続き行財政改革プランに沿った計画的な財政運営が進められることを強く要望しませ

す。
次に、基金の状況であります

が、令和4年度末では総額が37億8,346万円となっており、基金全体では前年度末より4億4,648万円の増加となっております。

その中で、財政調整基金は、取崩しを行うことなく新たに4億6,733万円を積み立てたことにより、18億1,656万円の残高となっております。

また、定住促進基金1,655万円を新たに設置する一方で、下水道事業基金1億4,562万円全額を取り崩し、廃止しております。これは、令和5年4月から公営企業法に基づく下水道事業会計への移行に伴うものでありませ

す。
基金全体としては増加となりましたが、財政調整基金をはじめとする各種基金の今後の取崩しにつきましては、将来の財政運営を考慮して慎重かつ計画的に行っていただきたいと思

います。
次に、財産の状況であります

が、町が所有する土地、建物の令和4年度末の財産所有面積は162万平方メートルとなっております。

処分可能な町有財産については、有効活用の推進や定期的な公売、不動産情報の公開等を行うことによって、歳入の確保と管理経費の削減が図れるものと考えられますので、

今後とも財産の処分を積極的に進めていただくことを要望いたします。

また、有価証券1, 160万円を美方ケーブルネットワーク株式会社から、新たに520万円を株式会社ハピラインふくいから取得しておりますが、今後、事業の取組状況等をしっかり把握していただきたいと思います。

出資金及び出捐金については、増減はありませんでした。

次に、町債の現在高であります。総額143億8,473万円となっております。前年度と比較し6億3,097万円の減少となっております。これは元金の償還が借入額を上回ったことによるものであります。

社会資本整備を進めるためには、町債の活用はやむを得ないところでございますが、将来の財政負担ともなりますので、将来の財政を見通して、計画的な事業実施により発行額を調整し、残高を減らす取組を継続していただくとともに、後年度に普通交付税が措置される起債の活用を原則とするなど、財政負担を十分に考慮して取り組んでいただきたいと思います。

以上、一般会計における財政状況の概況を申し上げます。

人口減少と少子高齢化が急速に進む中、長引く世界情勢の不安定などに起因する急激な物価高騰が発生をし、今後の税収へのさらなる影響が大変心配されます。

さらに、頻発する異常気象による自然災害への対応のほか、今後も扶助費、維持補修費等の消費的経費が増加するものと考えられ、財政運営は、より厳しさを増していくものと思われまます。

町民がいつまでも安心して生活できる町を目指して、より強固で弾力性のある財政基盤の構築に努めるとともに、今後ますます多様化かつ増大する行政需要に対して、地域の実情や住民の声にしっかりと耳を傾け、効果的な事業の立案と実施を願うものであります。

次に、特別会計について申し上げますと、特別会計は、国民健康保険特別会計をはじめとする10の会計があります。各会計については、それぞれ目的に沿った運営がなされており、おおむね健全でありました。

それぞれの会計について、意見の一端を述べさせていただきます。

国民健康保険特別会計については、歳出において大きな割合を占めている保険給付費について、今後も引き続き医療費の適正化に向けた特定健診などの健診受診率のさらなる向上を図っていただきたいと思います。

また、国民健康保険加入者の健康に関する各種データを綿密に分析し、効果的な保健指導や健康づくり教室などを開催し、生活習慣病の発症や重症化の予防に努め、心身の

健康づくりを推進していただきたいと思います。

次に、後期高齢者医療特別会計については、国民健康保険特別会計と同じく保険給付が増大していくことが予想されるため、加入者の健康管理や医療機関への適正受診の指導などに努めていく必要があります。

直営診療所特別会計については、平成24年度の三方診療所の再開以来、収支のバランスもとれ、順調に推移しております。

今後も住民に最も身近な国保診療所としての役割を果たすべく、早期受診患者の確保と各医療機関との連携による適切な医療の提供に努めていただき、病気の重症化を防ぐことなどによって、社会保障費の抑制に努力いただくことを願うものであります。

介護保険特別会計については、当町の介護保険料は県内でも上位であり、今後も保険給付費が増加することが予想されます。地域支援事業により、引き続きフレイル予防等を積極的に推進し、健康維持、介護状態からの回復などにより、保険給付費の減少を図り、安定的な事業運営を検討願いたいと思います。

また、基金については、今後の保険料改定の議論に合わせて、保険料の上昇抑制のため、可能な限り繰入れをお願いしたいと思います。

次に、農業者労働災害共済事業特別会計は、農業者に対する共済制度であり、町全体で437戸が共済に加入されています。

加入者は前年度同数となっておりますが、不測の農作業事故に対処するために、引き続き制度の周知と農作業事故防止の推進を図り、健全な制度の運営に努めていただきたいと思います。

次に、農業集落排水処理事業特別会計、漁業集落排水処理事業特別会計及び公共下水道事業特別会計については、17か所の施設が稼動しております。住民の健康で文化的な生活を確保する上で欠かすことができない施設であります。

なお、令和5年4月1日から統合し、併せて地方公営企業法に基づく企業会計を適用することとなっておりますが、引き続き各施設の適切な維持管理に努めていただくとともに今後も施設の統合を含めた効率的な運営を願うものであります。

町営住宅等特別会計では、井崎、上瀬の専用住宅27戸、上瀬共同住宅36室、大鳥羽公営住宅16室が対象となっております。

会計収支は1,063万円が純利益となっておりますが、使用料の収入未済額が年々増加しており、滞納が常習化しないように、適宜、納付相談するなど適切に徴収に努めていただき、引き続き適正な管理と健全な運営を願うものであります。

土地開発事業特別会計では、天徳寺住宅団地、せせらぎ住宅団地が完売し、現在、分

譲中の上瀬住宅団地及び若王子住宅団地は残り区画が僅かとなっております。今後も早期完売に向けたPR活動を積極的に進め、販売促進に一層の努力を願うものであります。

また、今後の少子高齢化による人口減少対策として、新たな事業展開を早急に望むものであります。

次に、企業会計について申し上げますと、水道事業、工業用水道事業、上中診療所事業とともに、それぞれ公営企業として重要な役割を担っており、住民及び企業の期待に沿った健全な運営が望まれております。

まず、水道事業であります。令和4年4月1日より簡易水道事業と統合し、給水人口は前年度と比較し6,532人、年間給水量では約108万7,000立方メートルの増加となっております。

会計収支から見ると、当年度は、料金収入や一般会計補助金を合わせた収益的収入から営業費用、営業外費用を合わせた収益的支出を差し引いた4,121万円が純利益となっております。

前年度の純利益2,769万円と比較し、大幅な増額であります。これは事業統合の影響によるものであります。

今後も引き続き定期的な漏水調査の実施や計画的な老朽管の更新工事などを実施し、有効率の向上に努めるとともに、健全経営を進めていただくよう望むものであります。

次に、工業用水道事業は、若狭中核工業団地内の企業7社と給水契約を締結し、工業用水を供給しておりますが、契約水量は1日当たり665立方メートルとなっております。

会計収支では、総収益から総費用を差し引いた664万円が純損失となっているものの資金残高は279万円の増加となっております。

今後も社会情勢の変化による受水企業の動向も視野に入れ、良質で安定した用水の供給に努めるとともに、河内川ダムの水源利用を念頭に入れた事業運営を望むものであります。

また、今後、給配水設備・機器等の更新が必要になってくると思われませんが、計画性を持って対応していただきたいと思っております。

次に、上中診療所事業についてであります。医療費抑制政策や医師や看護師の確保など医療を取り巻く厳しい環境の中、一般病床19床の有床診療所として医療の提供が行われております。

患者数については、入院患者及び通所リハビリテーションをはじめとする介護保険在宅サービスの患者数は減少をしているものの、外来患者の医科及び歯科は増加の状況に

あります。

全体の医業収益としては、前年度に比べ657万円、2.7%の減収となっており、経常収益全体でも、前年度に比べ3,853万円、7.6%の減収となっておりますが、対する医業費用においても、前年度に比べ4,125万円、8.1%の減額となっており、全体の医業収支は改善してはおりますが、厳しい経営状況が続いております。

保健・福祉・医療の関係各課が連携をし、上中診療所の役割について、住民に広く理解を求め、長期的展望に立った経営に一層の努力を望むものであります。

それでは、審査を終えての意見を申し上げます。

それぞれの会計については、住民生活に密接した事業として、「最少の経費で最大の効果」を念頭に、いずれも正確かつ適正に会計処理がなされていたことをここに御報告申し上げます。

ふるさと納税額は、創意工夫による取組の効果により年々増加しており、自主財源確保に貢献しておりますが、今後の超高齢社会・人口減少の進展、物価高騰等に伴う経済活動の悪化による税収への影響、地方交付税の減額など歳入の根幹をなす財源が今後ますます減少することが明らかであります。

事業の実施に当たっては、複雑・多様化する住民ニーズを的確に捉える必要があります。

特に人口減少対策として策定した「若狭町総合戦略」に基づく交流人口及び関係人口の拡大や定住促進を確実なものとするため、各課の事業をより連携をさせ、民間活力を有効に導入し、先進的な事業の選択や効率的な行政運営に取り組まれることを希望するものであります。

また、学校及び保育所の今後の在り方についても、児童数の減少が年々進み、互いに育つ環境の維持が難しい中、町の考え方を町民に丁寧に伝え、学校の適正規模への再編、保育所の民営化を進めることが重要であると考えます。

一方で、社会保障費の増大や公共施設、水道及び下水道施設をはじめとした環境衛生施設の更新による財政負担の増加が想定されます。

未来を見据え、財政計画を立て、行財政改革プランを着実に実行するとともに、持続可能な行財政運営の下、住民福祉のより一層の向上と町政の発展に向けて邁進していただくことを願うものであります。

最後に、国際情勢の変化や異常気象などにより頻発する自然災害、急激な物価高騰等、日常生活や経済活動への影響が長期化しておりますが、この5月にはコロナウイルス感染症が5類に移行され、国内だけでなく海外との交流も活発化し、令和6年3月には北

陸新幹線敦賀延伸も控えております。

財政の健全化をにらみつつ、アフターコロナを見据えた戦略的な事業を展開し、安全でかつ安心して生活ができるよう、万全な対策を講じられるようお願いいたします。

以上、令和4年度若狭町の一般会計及び特別会計並びに企業会計の決算審査に関して、本意見書を十分お目通しいただき、各会計決算の認定に対し、妥当なる御決定をお願い申し上げますとともに、今後の若狭町の発展と住民の皆様の幸せを願いまして、決算審査に関する私の意見とさせていただきます。

令和5年8月29日

若狭町監査委員 河原武教

○議長（辻岡正和君）

ここで、暫時休憩を行います。

（午前10時16分 休憩）

（午前10時17分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

若狭町監査委員、河原武教君。

○監査委員（河原武教君）

先ほどの説明の中で、金額を間違えて申し上げた箇所が1か所あったそうでございます。

18ページの上中診療所事業についてでございますが、これの上中診療所事業の全体の医業収益としては、ここに書いておりますとおり、857万円、これが正しいわけでございますが、私、間違えまして657万円と申し上げたそうでございます。857万円が正しいので、訂正と御承認をお願いいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

監査委員の報告が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の2議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第1号及び認定第2号の2議案については、議会規則第38条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託したいと思います。これ

に御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております2議案については、議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

(午前10時19分 休憩)

河原監査委員が退場されます。

(午前10時20分 再開)

○議長(辻岡正和君)

再開します。

～日程第7 議案第50号～

○議長(辻岡正和君)

次に、日程第7、議案第50号「若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長(渡辺英朗君)

それでは、議案第50号「若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案につきましては、放課後児童健全育成事業実施要綱の改正に伴い条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(辻岡正和君)

提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第50号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、教育厚生常任委員会に付

託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております議案第50号については、教育厚生常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第8 議案第51号から日程第17 議案第60号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第8、議案第51号「令和5年度若狭町一般会計補正予算（第3号）」から日程第17、議案第60号「令和5年度若狭町下水道事業会計補正予算（第1号）」までの10議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第51号から議案第60号の10件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第51号「令和5年度若狭町一般会計補正予算（第3号）」であります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ7億3,668万6,000円を追加し、予算総額を125億3,461万6,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金で2,343万8,000円の増額、県支出金で543万8,000円の増額、繰入金で1,057万2,000円の増額、繰越金で6億8,128万4,000円の増額などとしております。

歳出の主なものにつきましては、総務費で、次世代定住促進事業に390万円、財政調整基金の積立金に4億8,000万円など、民生費では、障害福祉施設等物価高騰対策支援事業に144万3,000円、高齢者福祉施設等物価高騰対策支援事業に653万8,000円、子育て応援事業に91万円など、衛生費では、高齢者予防接種事業に730万円、一般廃棄物処理事業に118万8,000円など、農林水産業費では、土地改良事業費に551万4,000円、農業用電力価格高騰支援事業に125万円など、商工費では、ふるさと納税返礼品魅力アップ事業に432万8,000円、稼ぐ観光地づくり推進事業に73万4,000円など、土木費では、除雪対策事業に7,337万9,000円、道路維持修繕事業に3,540万円など、教育費では、中学校教育振興事業に117万5,000円、三方プール管理事業に4,282万7,000円、体育館管理事業に9,166万5,000円などを計上させていただきました。

次に、議案第52号「令和5年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ655万6,000円を追加し、予算総額を18億6,186万9,000円とするものであります。

歳出の主なものといたしましては、前年度繰越金を財源に、基金積立金に247万7,000円を計上のほか、令和4年度事業の精算に伴う国などへの返還金54万8,000円などを計上させていただきました。

次に、議案第53号「令和5年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ3万7,000円を追加し、予算総額を2億2,935万1,000円とするものであります。

歳出では、福井県後期高齢者医療広域連合への納付金を計上させていただきました。

次に、議案第54号「令和5年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,081万1,000円を追加し、予算総額を1億2,880万9,000円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金を財源に基金積立金を計上させていただきました。

次に、議案第55号「令和5年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億2,821万4,000円を追加し、予算総額を20億7,868万4,000円とするものであります。

歳出の主なものは、介護保険事業勘定で、前年度繰越金を財源に基金積立金に5,847万8,000円を計上したほか、令和4年度事業の精算に伴う国などへの返還金6,802万3,000円などを計上させていただきました。

また、介護保険サービス事業勘定で、居宅介護予防支援事業費に134万1,000円を計上させていただきました。

次に、議案第56号「令和5年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ354万7,000円を追加し、予算総額を477万3,000円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金を財源に、基金積立金に294万7,000円を計上のほか災害補償費に60万円を計上させていただきました。

次に、議案第57号「令和5年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,063万円を追加し、予算総額を4,381万9,000円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金を財源に基金積立金を計上させていただきました。

次に、議案第58号「令和5年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」

であります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ848万円を追加し、予算総額を1億3,122万4,000円とするものであります。

歳出では、天徳寺住宅団地管理費を計上させていただきました。

次に、議案第59号「令和5年度若狭町水道事業会計補正予算（第1号）」であります。資本的支出におきまして、配水施設改良費として3,727万円を増額するものであります。

次に、議案第60号「令和5年度若狭町下水道事業会計補正予算（第1号）」であります。資本的支出において、下水道施設改良費として1,843万6,000円を増額するものであります。

以上、10議案につきまして御説明を申し上げましたが、何とぞ十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の10議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号から議案第60号の10議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております10議案については、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第18 議案第61号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第18、議案第61号「町道路線の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第61号「町道路線の変更について」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案につきましては、町道4505号線について変更をしたいので、道路法第10条第3項の規定によりこの案を提出するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第61号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております議案第61号については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第19 請願第2号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第19、請願第2号「健康保険証を持ってない人」をつくり出す健康保険証廃止の中止を求める請願」を議題とします。

本日までに受理した請願は、お手元に配付してあります請願文書表のとおり、教育厚生常任委員会に付託しましたので、報告をします。

お諮りします。議案審査のため、明日30日から9月4日までの6日間を休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって、明日30日から9月4日までの6日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午前10時36分 散会)